

公の施設の指定管理者の指定の件（ユース・ホテル）

平成 29 年（2017 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌国際ユースホテル
- 2 公の施設の位置
札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目
- 3 指定管理者
札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目 5 番 35 号
一般財団法人北海道ユースホテル協会
会長 相馬 秋夫
- 4 指定期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(理 由)

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、札幌国際ユースホテル
の指定管理者を指定するため、本案を提出する。